

北空知広域水道企業団議会の所管に係る北空知広域水道企業団情報公開条例施行規程

（平成13年12月25日 議会規程第2号）

北空知広域水道企業団情報公開条例（平成13年条例第7号）の規定に基づき北空知広域水道企業団議会在管理する公文書の公開については、北空知広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成13年規則第2号）の例による。この場合において「企業長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。